

2011年度（平成23年度）第17期 初段～3段検定

実施要綱

2011年8月10日改訂
 (社)日本武術太極拳連盟 太極拳技能検定委員会

平成23年度の初段～3段技能検定を、下記に基づいて実施します。

1. 検定実施会場

1) 初段検定

実施日		実施地	(ブロック)	実施会場
1)	10月30日	(日)	高崎市(2段併設)	(北関東1) 「高崎市中央体育館」
2)			取手市	(南関東1) 「取手グリーンスポーツセンター」
3)			千葉市	(南関東2) 「千葉県総合スポーツセンター・スポーツ科学センターアリーナ」
4)	11月6日	(日)	札幌市(2段併設)	(東北・北海道1) 「札幌市中央体育館」
5)			山形市	(東北・北海道2) 「山形市総合スポーツセンター(剣道場)」
6)			長野市	(北関東2) 「長野運動公園内体育館」
7)			愛媛県松山市	(中国・四国1) 「愛媛県男女共同参画センター」
8)	11月10日	(木)	大阪市①	(近畿1) 「大阪市中央体育館」
9)	11月12日	(土)	大阪市②	(近畿2) 「大阪市中央体育館」
10)	11月13日	(日)	盛岡市	(東北・北海道3) 「アイーナ いわて県民情報交流センター」
11)			新潟市	(北関東3) 「新潟市北地区スポーツセンター」
12)			金沢市	(東海・北陸1) 「金沢勤労者プラザ」
13)			越前市	(東海・北陸2) 「越前市今立ふれあいプラザ」
14)			津市	(東海・北陸3) 「三重県人権センター」
15)			西宮市	(近畿3) 「兵庫県立総合体育館」
16)			徳島県松茂町	(中国・四国2) 「松茂町第2体育館」
17)			高知市	(中国・四国3) 「高知県立武道館・剣道室」
18)			沖縄市	(九州・沖縄1) 「沖縄市武道館」
19)	11月20日	(日)	青森市	(東北・北海道4) 「青森市スポーツ会館」
20)			富山市	(東海・北陸4) 「富山市体育文化センター」
21)			各務原市	(東海・北陸6) 「各務原市総合体育館」
22)			和歌山市	(近畿4) 「和歌山市中央コミュニティセンター」
23)			高松市	(中国・四国4) 「高松市総合体育館」
24)			福岡市	(九州・沖縄2) 「福岡市立博多体育館」
25)			熊本県益城町	(九州・沖縄3) 「益城町総合体育館」
26)			鹿児島市	(九州・沖縄4) 「鹿児島県青少年会館」
27)	11月27日	(日)	仙台市	(東北・北海道5) 「仙台市民会館(展示室)」
28)			福島市	(東北・北海道6) 「福島県あづま総合運動公園内体育館」
29)			甲府市	(南関東3) 「山梨県立青少年センター・リバーズ和戸館」
30)			名古屋市	(東海・北陸5) 「愛知県武道館」
31)			京都市	(近畿5) 「京都テルサ東館3階スポーツセンター大会議室」
32)			奈良市	(近畿6) 「奈良市西部生涯スポーツセンター」
33)			鳥取県倉吉市	(中国・四国5) 「鳥取県立倉吉体育文化会館・研修室」
34)			広島市	(中国・四国6) 「広島市南区スポーツセンター」
35)			山口県下松市	(中国・四国7) 「下松市民体育館」

36)			佐賀市	(九州・沖縄5)	「市村記念体育館」
37)	11月27日	(日)	長崎市	(九州・沖縄6)	「長崎県立総合体育館」
38)			別府市	(九州・沖縄7)	「別府市民体育館」
39)	12月4日	(日)	岡山市(3段併設)	(中国・四国8)	「岡山市総合文化体育館・武道場」
40)			栃木県鹿沼市	(北関東4)	「鹿沼総合体育館(フォレストアリーナ)」
41)	12月11日	(日)	蕨市	(南関東4)	「蕨市民体育館」
42)			東京都	(南関東5)	「中央区立総合スポーツセンター」
43)			宮崎市	(九州・沖縄8)	「宮崎市南部記念体育館」
44)			秋田市(2段併設)	(東北・北海道7)	「秋田県立武道館」
45)	12月18日	(日)	大和市	(南関東6)	「大和スポーツセンター」
46)			藤枝市	(東海・北陸7)	「静岡県武道館」
47)			野洲市	(近畿7)	「野洲市総合体育館」
48)	12月25日	(日)	大阪市③(2段併設)	(近畿8)	「大阪市中央体育館」

2) 2段検定

実施日		実施地	(ブロック)	実施会場
1)	10月30日 (日)	高崎市①(初段併設)	(北関東1)	「高崎市中央体育館」
2)	11月1日 (火)	高崎市②	(北関東2)	「高崎市中央体育館」
3)	11月6日 (日)	札幌市(初段併設)	(東北・北海道1)	「札幌市中央体育館」
4)		東京都①	(南関東1)	「本部研修センター」
5)	11月13日 (日)	仙台市	(東北・北海道2)	「仙台市民会館」
6)		名古屋市	(東海・北陸1)	「愛知県武道館」
7)		石川県白山市	(東海・北陸2)	「松任総合運動公園内『文化体育館』」
8)	11月27日 (日)	神戸市	(近畿1)	「兵庫県立文化体育館」
9)		福岡市	(九州・沖縄1)	「アクシオン福岡」
10)		東京都②	(南関東2)	「本部研修センター」
11)	12月4日 (日)	熊本県益城町	(九州・沖縄2)	「益城町総合体育館」
12)		那覇市	(九州・沖縄3)	「那覇市民体育館サブアリーナ」
13)	12月11日 (日)	岡山市	(中国・四国1)	「岡山市総合文化体育館」
14)		秋田市(初段併設)	(東北・北海道3)	「秋田県立武道館」
15)	12月18日 (日)	神奈川県綾瀬市	(南関東3)	「綾瀬市民スポーツセンター」
16)		京都市	(近畿2)	「京都テルサ東館3階スポーツセンター大会議室」
17)		広島市	(中国・四国2)	「広島県立総合体育館」
18)	12月21日 (水)	大阪市①	(近畿3)	「大阪市中央体育館」
19)	12月23日 (金・祝)	大阪市②	(近畿4)	「大阪市中央体育館」
20)	12月25日 (日)	大阪市③(初段併設)	(近畿5)	「大阪市中央体育館」

3) 3段検定

実施日		実施地	(ブロック)	実施会場
1)	10月30日 (日)	東京都①	(南関東1)	「本部研修センター」
2)	11月4日 (金)	東京都②	(南関東2)	「本部研修センター」
3)	11月6日 (日)	仙台市	(東北・北海道)	「仙台市民会館」
4)	11月11日 (金)	福岡市①	(九州・沖縄1)	「さいとぴあ」
5)	11月13日 (日)	福岡市②	(九州・沖縄2)	「かすやドーム」
6)	11月20日 (日)	さいたま市	(南関東3)	「浦和コルソ」
7)		西宮市①	(近畿1)	「薬業鳴尾浜スポーツセンター」
8)	11月23日 (水祝)	西宮市②	(近畿2)	「薬業鳴尾浜スポーツセンター」

9)	11月27日	(日)	西宮市③	(近畿3)	「薬業鳴尾浜スポーツセンター」
10)	12月4日	(日)	岡山市(初段併設)	(中国・四国)	「岡山市総合文化体育館」
11)	12月11日	(日)	東京都③	(南関東4)	「本部研修センター」
12)	12月16日	(金)	名古屋市①	(東海・北陸1)	「愛知県武道館」
13)	12月18日	(日)	名古屋市②	(東海・北陸2)	「愛知県武道館」

2. 事前講習会の実施案内

検定実施の前日に、各会場で「事前講習会」を実施します。

事前講習会は、初段～3段検定を受験する人が、当該検定の前日に実施する講習会に限って参加することができます。段検定を今期受験しない人は、講習を受講することができません。非受験者の見学も、講習の妨げになるのでお断りします。また、受験者であっても、当該受験会場の前日の講習会以外の会場で受講することもできません。検定前日の講習会の成果を挙げるために、上記の原則に基づかない参加申込は受理されません。

検定受験者がこの講習会を受講するかどうかは任意であり、講習会の受講の有無が検定試験の判定に影響を及ぼすものではなく、検定試験は、あくまで試験当日の受験者の受験内容を「検定基準」に基づいて客観的に判断し、合否判定が行われます。しかしながら、講習会を受講することによって、必ず技術面で向上の成果が得られますので、条件があう人は積極的に受講することをお勧めします。

1) 事前講習会実施会場：

「事前講習会」は、各会場とも翌日の検定試験会場と同じ会場で実施します。ただし、下記の会場は、翌日の試験会場と異なりますので、ご注意下さい。

初段検定事前講習会

	実施日		実施地	(ブロック)	実施会場
4)	11月5日	(土)	札幌市(2段併設)	(東北・北海道1)	「札幌市厚別区体育館」
29)	11月26日	(土)	甲府市	(南関東3)	「山梨県立青少年センター・体育館」
31)	11月26日	(土)	京都市	(近畿5)	「京都テルサ西館4階スポーツホール」

2段検定事前講習会

	実施日		実施地	(ブロック)	実施会場
3)	11月5日	(土)	札幌市(初段併設)	(東北・北海道1)	「札幌市厚別区体育館」
16)	12月17日	(土)	京都市	(近畿2)	「京都テルサ西館4階スポーツホール」

3段検定事前講習会

	実施日		実施地	(ブロック)	実施会場
4)	11月10日	(木)	福岡市①	(九州・沖縄1)	「アクション福岡」

2) 講習会タイムスケジュールと講習内容(各会場共通)：

- 9:00～10:00 受付
- 10:00～12:00 実技講習
- 12:00～13:30 昼食・休憩
- 13:30～17:30 実技講習
- 17:30～18:00 休憩
- 18:00～19:30 実技講習(2段・3段のみ、初段講習は無し)

初段向け講習＝講習は午前、および午後の2単位とします。24式太極拳(全套路)の講習をグループ分けして行います。夜の講習はありません。

2段向け講習＝午前および午後、24式太極拳(全套路)の講習をグループ分けして行います。夜(19:30まで)は24式太極拳のリハーサルを行います。

3段向け講習＝午前および午後、24式太極拳(前半套路)の講習をグループ分けして行います。夜(19:30まで)は24式太極拳のリハーサルを行います。

初段、2段、3段とも、受講者は、都合で午後から参加しても構いませんが、講習スケジュールは上記の

通り行い、受講料は、2単元(午前、午後)でも、1単元(午前または、午後のみ)でも、規定の金額を納付していただきます。

3) 事前講習会受講料:

初段向け講習＝1人7千円(施設利用費込み、昼食代等の参加費は含まない)

2段向け講習＝1人8千円(施設利用費込み、昼食代等の参加費は含まない)

3段向け講習＝1人1万円(施設利用費込み、昼食代等の参加費は含まない)

4) 参加申込み方法:

「申請・登録用紙」(様式 初段-1、2段-1、3段-1)の第1欄「事前講習会申込み欄」の、講習会の「参加」・「不参加」のどちらかに○印を付して下さい。

5) 宿泊・食事の手配について:

各検定会場で、参加者にとって宿泊が必要な場合でも、宿舎の手配は原則として受講・受験者自身で行っていただきます。また、食事(事前講習を受講する日の昼食、夕食、検定試験日の昼食等)も、会場内の食堂、会場付近の食堂を利用するか、弁当を持参する等、各自で手配していただくことが原則です。

3. 申請手続:

1) 都道府県連盟加盟団体から都道府県連盟・技能検定委に提出＝8月15日(月)期限

都道府県連盟加盟団体は、下記の申請書類を、都道府県連盟・技能検定委員会宛に、8月15日(月)までに必着するように提出して下さい。

都道府県連盟加盟団体は、必ず都道府県連盟・技能検定委に提出しなければならず、日本連盟・太極拳技能検定委に直接提出することはできません。

都道府県連盟・技能検定委は、申請書類を8月31日(水)までに日本連盟・太極拳技能検定委に提出しなければなりません。従って、加盟団体が申請書類や受講料を、8月15日を過ぎてから都道府県検定委に提出されても、受理されないことが起こりますので、十分注意して下さい。

(1) 申請に必要な書類:

① 「申請・登録用紙」(様式初段-1、様式2段-1、様式3段-1)

『実施細則第8条の2』に基づいて、申請者本人記入欄と団体記入欄に所定の事項をすべて記入し、捺印する。

※記入欄に記載漏れがある申請書は、原則として受理されません。すべての記入欄に記入漏れがないように受験者本人と加盟団体が十分注意して下さい。

— 特に、事前講習会の参加申込みは、この「申請・登録用紙」に記入して申込んでいただきます。ご注意ください。

— 取得済み級位(1級)、段位(初段または2段)の証書番号、取得年度(期)が記入されていない申請書は不受理となります。都道府県連盟において証書番号が調べられない場合は、日本連盟事務局にお問い合わせ下さい。

— 都道府県連盟加盟団体は、この用紙のコピーを保管し、原本を都道府県連盟・技能検定委に提出して下さい。

② 「事前講習会参加申込書」

1) 受験者から提出された「申請・登録用紙」(様式 初段-1、2段-1、3段-1)の第1欄「事前講習会申込み欄」に、講習会の参加・不参加のどちらかが記入されているかを、確認して下さい。

2) 上記の受講希望者の氏名等を一括して、所定の「事前講習会参加申込書」(団体委 → 地検委 → 中検委)に記入して下さい。事前講習会の受講希望者が一名でもいればこの用紙を提出して下さい。受講者が全くいない場合は、提出不要。

※初段受験に関する特記事項

「今年度(2011年度)前期に1級を取得した人が今期初段を受験する場合」については、1級の「申請・登録報告用紙」(様式 1級-1)で、第1欄、第2欄の所定事項が記入されて、所定の捺印が押されているもののコピーを、上記の「申請・登録用紙」(様式 初段-1)にクリップ等で添付して、提出して下さい(今年度前期1級の登録報告は、8月31日の時点では、まだ日本連盟・太極拳技能検定委に登録されておらず、受験資格があるかどうか確認できないため)。

各団体は当該都道府県連盟・技能検定委が、この書類添付を行うよう請求して下さい。

このコピーの添付が無い申請は1級未取得者となり、申請が受理されませんので特に注意して下さい。

(2) 加盟団体が都道府県連盟・技能検定委に納付する受験料・受講料:

受験料;規定により、

初段受験料=1人6千円、 2段受験料=1人8千円、 3段受験料=1人1万円

の、受験者人数分の合計金額を、8月15日(月)までに、都道府県連盟・技能検定委に納付する。

事前講習会受講料;事前講習会の受講希望者について、

初段受講料=1人7千円、 2段受講料=1人8千円、 3段受講料=1人1万円

の、受講者人数分の合計金額を、8月15日(月)までに、都道府県連盟・技能検定委に納付する。

受講者が、午後からの参加であっても、夜だけの参加であっても上記の受講料の金額は変更しない。

註; 初段のみが、受験料の金額(6千円)と講習会受講料の金額(7千円)が異なること、
2段と3段は、受験料の金額と講習会受講料の金額が同額(2段は各8千円、3段は各1万円)である
ことに注意して、納付合計金額を間違えないようにして下さい。

2) 都道府県連盟・技能検定委から日本連盟・検定委に提出=8月31日(水)期限;

都道府県連盟・技能検定委は、下記の本申請書類を、日本連盟・太極拳技能検定委宛に8月31日(水)までに必着するように提出して下さい。

受験票・受験案内を受験者に事前に送付する作業日程上、上記期限を過ぎての申請は受理されませんので、特にご注意下さい。

なお、やむをえない理由により受講・受験会場を変更する場合は、9月30日までに、都道府県連盟・技能検定委員会を通じて申し出て下さい。上記期限を過ぎてからは不可能となりますので、ご注意下さい。

(1) 申請に必要な書類:

① 「申請・登録用紙」(様式 初段-1、様式 2段-1、様式 3段-1);

加盟団体から提出された「申請・登録用紙」の原本を日本連盟・太極拳技能検定委に提出し、コピーを都道府県連盟・技能検定委が保管する(日本連盟・太極拳技能検定委に提出された後は、その後日本連盟・太極拳技能検定委から都道府県連盟・技能検定委にはコピー送付されない)ので必ずコピーを保管すること。

② 「太極拳 初段~3段 申請一括送付状」(様式 初段~3段-1):

加盟団体から提出された「申請・登録用紙」を集計し、各段別の申請用紙の枚数と受験料合計金額を記入し、捺印した「太極拳 初段~3段 申請一括送付状」(様式 初段~3段-1)の、原本を日本連盟・太極拳技能検定委に提出し、コピーを都道府県連盟・技能検定委が保管する。

③ 「事前講習会参加申込書」(団体委→地検委→中検委):

加盟団体から提出された「事前講習会参加申込書」の原本を日本連盟・太極拳技能検定委に提出し、コピーを都道府県連盟・技能検定委が保管する。

④ 「太極拳初段~3段 事前講習会参加申込書一括送付状」(様式 初段~3段-2);

加盟団体から提出された「事前講習会参加申込書」(団体委→地検委→中検委)にもとづき、団体別の申込書枚数と受講者人数、受講料合計金額を集計して「事前講習会参加申込書一括送付状」(様式初段~3段-2)を作成する。原本を日本連盟・太極拳技能検定委に提出し、コピーを都道府県連盟・技能検定委が保管する。

※初段受験に関する特記事項:

「今年度(2011年度)前期に1級を取得した人が今期初段を受験する場合」については、1級の「申請・登録報告用紙」(様式 1級-1)で、第1欄、第2欄の所定事項が記入されて、所定の捺印が押されているもののコピーを、上記の「申請・登録用紙」(様式 初段-1)にクリップ等で添付して、提出して下さい(今年度前期1級の登録報告は、8月31日の時点では、まだ日本連盟・太極拳技能検定委に登録されておらず、受験資格があるかどうか確認できないため)。

このコピーの添付が無い申請は受理されませんので、特に、注意して下さい。

(2) 都道府県連盟・技能検定委が日本連盟・太極拳技能検定委に納付する受験料・受講料:

受験料＝上記の「太極拳初段～3段 申請一括送付状」(様式 初段～3段-1)に記入された受験料の合計金額を、下記の指定口座に8月31日までに振り込む。

受講料＝上記の「事前講習参加申込書一括送付状」(様式 初段～3段-2)に記入された受講料の合計金額を、下記の指定口座に8月31日までに振り込む。

指定銀行口座: みずほ銀行四谷支店 普通口座 (店番号036)1757800
口座名義:(社)日本武術太極拳連盟検定部

4. 受験票、受験案内等:

10月中旬頃に、都道府県連盟・技能検定委宛に、「**受験票、受験案内等**」が送付されます。都道府県連盟・技能検定委員会は、これらの受験書類を加盟団体宛に送付して下さい。

※「**受験票**」への写真添付について:

受験票への写真添付は、受験者が上記のように受験票を入手してから、本人が受験票の指定箇所に貼付していただきます(団体、都道府県連盟・技能検定委、日本連盟・太極拳技能検定委の事務作業を軽減するため)。

したがって、申請時には写真添付は不要です。検定試験(事前講習会)までに、写真1葉(ヨコ2.5cm×タテ3cm、白黒またはカラー)を用意しておいて下さい。なお、受験者が試験当日、会場で「**受験票**」を提示する際に、写真が添付されていないものは無効で受理されず、試験を受けることができませんので、特に注意して下さい。

5. 検定科目と試験の実施方法:

1) 初段 検定試験:

初段検定受験者は、次の2科目の試験を受ける。

①「24式太極拳」(全套路):受験者6名を1組として、同時に演武する。

② 筆記試験:

実施会場ごとに、下記の出題例1、2または3のいずれか1問を指定して、出題する。

(受験者が自分で選択することはできない)

出題例1;24式太極拳の動作のなかで、「推掌」の手法が含まれている動作の動作名称を5つ、漢字で正確に記せ。また、定式の歩型が「弓歩」である動作の動作名称を5つ、漢字で正確に記せ。

出題例2;「三型五法」の三型と五法を、漢字で正確に記せ。

出題例3;手型の「掌」に要求されることを3項目、「拳」に要求されることを3項目記せ。

2) 2段 検定試験:

2段検定受験者は、次の科目の試験を受ける。

①「24式太極拳」(全套路):受験者6名を1組として、同時に演武する。

3) 3段 検定試験:

3段検定受験者は、次の科目の試験を受ける。

①「24式太極拳」(前半套路;起勢～高探馬):受験者6名を1組として、同時に演武する。

6. 検定試験の合否結果の通知：

- － 10月、11月に実施される初・2段検定と3段検定の合否結果は、一括して12月上旬に都道府県・技能検定委員会宛てに通知します。
- － 12月18日までに実施される初・2段検定と3段検定の合否結果は、一括して12月下旬に都道府県連盟・技能検定委員会宛てに通知します。
- － 12月21日以降に実施される初・2段検定の合否結果は、一括して1月上旬に都道府県・技能検定委員会宛てに通知します。
- － 上記とは別に、日本連盟機関誌『武術太極拳』の12月号、1月号、2月号で、各段位の合格者を発表します。

7. 初段検定の「審査員」：

初段検定試験は5人の審査員で実施します。受験者が多数の会場では2審査グループ10人で実施します。

1)「地方委嘱審査員」のみで実施；

- － 1審査グループ5人は、すべて地方委嘱審査員で構成する。ただし、一会場あたりの受験者または事前講習会の受講者が29人以下である場合は、事前講習会講師および審査員は3人で行う。
- － 地方委嘱審査員は、初段検定を実施する会場所在地のブロックによる会議で協議して、各ブロックが日本連盟に推薦し、日本連盟が決定して委嘱する。
- － 各ブロックは、下記に基づいて地方委嘱審査員を推薦する際に、1名の「主任審査員」を指名する。

2)「地方委嘱審査員」の職責；

地方委嘱審査委員は、審査員として検定試験を遂行し、判定業務を担当するとともに、事前講習会に「地方委嘱講師」として参加し、講習業務を担当する。

3)「主任審査員」の職責；

「主任審査員」は、地方委嘱審査員の業務を統括し、事前講習会と検定試験を実施し、厳格・公正な審査業務を実施することに責任を負う。審査業務および判定作業に不正常的な事態が生じた場合、すみやかに日本連盟・太極拳技能検定委員会に報告し、解決を求める義務を負う。

4)「地方委嘱審査員」の旅費・滞在費・謝金；

日本連盟の旅費規定に基づき、実施会場まで往復交通費を地方委嘱審査員に支給する。
実施期間中の食費は日本連盟が負担する。実施都道府県外に在住する地方委嘱審査員には、土曜日1泊分の宿泊費を日本連盟が負担する。また、規定の謝金を支払う。

5)「地方委嘱審査員」の推薦手続；

日本連盟・太極拳技能検定委員会は、9月10日頃に該当ブロックの連絡代表者宛に書面で「地方委嘱審査員」の推薦依頼を行う。該当ブロックの連絡代表者は、あらかじめブロック会議等で協議し、定めておいた推薦審査員の氏名を、所定の「推薦用紙」に記入して、9月30日(金)までに日本連盟・太極拳技能検定委員会に提出する。

日本連盟・太極拳技能検定委員会は、各ブロックの推薦に基づき、10月10日頃に、「地方委嘱審査員」にたいする委嘱状を発送する。

6)初段検定の申請・登録手続；

従来通りの方法で、都道府県連盟・技能検定委員会から日本連盟・太極拳技能検定委員会に対して行う。手続上の変更は一切行わない。

以上